

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 北海道函館市金堀町5番23号

氏名 函館環境衛生株式会社  
代表取締役 久保 俊彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和 2年(2020年) 10月 3日

許可の有効年月日 令和 9年(2027年) 9月 5日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年(1988年)	9月 6日	変更許可(廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の追加)
平成5年(1993年)	9月 6日	許可の更新
平成10年(1998年)	9月 6日	許可の更新
平成10年(1998年)	11月 7日	変更許可(紙くず、繊維くず、ゴムくずの追加。)
平成15年(2003年)	9月 6日	許可の更新
平成15年(2003年)	10月30日	変更許可(燃え殻の追加。)
平成20年(2008年)	10月24日	更新時変更許可(鋳さい、動物の死体、ばいじんの追加。)
平成21年(2009年)	7月 9日	変更許可(廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、動物のふん尿の追加。)
平成25年(2013年)	9月24日	許可の更新
令和2年(2020年)	10月 3日	許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・**無**

\*\*\*\*\*

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**